

役員選挙告示

2025年3月1日

会 員 各 位

公益社団法人北海道歯科技工士会

役員選挙管理委員会

委員長

任期満了に伴う北海道歯科技工士会役員選挙に関して、定款第19条及び第25条並びに役員選挙規定により下記要領にて選挙を行いますのでお知らせいたします。

記

- 選挙の期日 2025年5月17日（土）【社員総会開催日】
- 選挙の場所 北海道歯科技工士会館
札幌市北区北37条西4丁目3-8 電話 011-717-7155
- 選挙の種類等 理事：定数10名以上15名以内
監事：定数3名以内
(外部監事1名の任期途中であり2名の選挙とする)
- 立候補者の届出書類 『立候補届』1部
*1 『立候補届』は、氏名（捺印）、生年月日、現住所、就業する場所及び名称、略歴、趣意を記載した書面。
*2 『立候補届』は、所定用紙を使用すること。
届出用紙は、北海道歯科技工士会館内役員選管に請求してください。
- 立候補の届出期間 2023年4月3日（月）～10日（月）午後5時
役員選挙管理委員会に『立候補届』を郵送又は持参する事。
*ファクシミリ、電子メールでの届出は認めない。
- 役員任期 2025年5月17日開催の第12回社員総会終結の時から2027年5月開催予定の社員総会終結の時までの2年。

以上

定 款

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の過半数をもって行う。

2 (省 略)

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会は、会長を選定又は解職する。この選定において、理事会は、社員総会による会長候補者の推薦結果を参考に来る。

4 (省 略)

5 (省 略)